

感染防止対策に関する取組事項

感染防止対策に係る体制

1. 当院は感染防止対策部門を設置しており、部門内に以下の構成員からなる感染対策チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行っています。

【構成員】 ①専任の常勤医師 ②専任の看護師

2. 上記構成員のうち1名が院内感染管理者として配置されています。また、同構成員である医師及び看護師は、適切な研修を修了しています。

3. 新興感染症の発生時等に、感染症患者若しくは疑い患者を受け入れることを念頭に、汚染・清潔区域のゾーニングを行うことができる体制又は発熱患者の診療を実施することができる体制を有しています。

職員教育

上記2. における適切な研修とは、次の事項の研修のことをいいます。

- 1). 国又は医療関係団体等が主催する研修（修了証が交付されるもの）
- 2). 医療機関における感染防止対策の推進を目的とした研修
- 3). 講義により、次の内容を含む。

- | | | |
|---------------|--------------|-----------|
| ①標準予防策と経路別予防策 | ②院内感染サーベイランス | ③洗浄・消毒・滅菌 |
| ④院内アウトブレイク対策 | ⑤行政（保健所）との連携 | ⑥抗菌薬適正使用 |

感染対策の業務内容

1. 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者又は感染対策チームの具体的な業務内容について整備しています。

2. 感染対策チームにより、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例及び、院内感染予防対策の実施状況の把握及び指導を行っています。

3. 感染対策チームにより、最新のエビデンスに基づき、当院の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に配布しています。なお、手順書は定期的に新しい知見を取り入れ改定しています。

抗菌薬の適正使用

1. 院内の抗菌薬の適正使用について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関（以下「連携医療機関」）又は地区医師会から助言を受けます。

2. 細菌学的検査を外委託している場合は薬剤感受性検査に関する詳細な契約内容を確認し、検査体制を整え、「中小病院における薬剤体制菌アウトブレイク対応ガイドンス」に沿った対応をしています。

感染対策連携

1. 新興感染症の発生時等に、広島県等の要請を受けて感染症患者若しくは疑い患者の受け入れ 又は発熱患者の診療等を実施する体制を有し、そのことを自治体のホームページにより公開しています。

2. 新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時等、有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の医療機関等とあらかじめ協議しています

3. 感染対策チームは、少なくとも年4回程度、連携医療機関が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加しています（連携医療機関が複数ある場合は、少なくとも各年1回参加し、合わせて年4回以上参加）。また、連携医療機関が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練については、少なくとも年1回以上参加しています。

揭示期間	2025年 9月 1日
	無期限
承認	院長  事務部長 